

早めの対処が肝心！民事再生法も応援！

- 無理な借入をしないことは当然ですが、人生は何が起きるか分かりません。勤務先の倒産やリストラによる失業、病気などにより返済が遅れる場合だってあります。
- その場合は、とにかく早めに『借入先の金融機関に相談に行くこと』。金融機関もそんな事情で生活再建の努力をしているひとには、柔軟な対応をしてくれます。
- 例えば、公庫融資ではリストラで失業したり、収入が大幅にダウンして返済が困難になった場合には返済期間を最長15年間延長したり、最長3年間の元金の支払い据え置き期間を設けたり、またその間の金利を引き下げるなどの措置を講じて負担を軽減してくれますので、恥ずかしがらずに一刻でも早めに窓口へ相談してください。（住宅金融公庫は、平成19年4月より住宅金融支援機構となりましたが、公庫時代に締結した契約内容は一切変わりませんのでご安心ください）
- 返済の督促を無視したりあいまいな態度を続けていると、規則通りに処理されてマイホームが競売にかけられてしまいますのでご注意ください。
- 平成12年11月21日の個人版民事再生法の改正により、住宅ローンについては70才まで最長10年間繰り延べ返済ができるようになりました。これにより自宅に住み続けながら生活を再建できる道がまたひとつ開けました。
- 賃貸住宅については、非常に厳しい現実があります。3ヶ月ほど家賃を滞納してしまふと賃貸契約に基づいて契約が解除され、アパートを追い出されてしまいます。当然、家賃滞納で追い出されたような人を、喜んで入居させてくれるような人のいい大家さんなど、どこにもいるはずがありません。